

医療事故防止対策委員会事故防止啓発部会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年3月29日病院長裁定)

医療事故防止対策委員会事故防止啓発部会細則の一部を改正する細則

医療事故防止対策委員会事故防止啓発部会細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○<u>医療安全管理委員会</u>事故防止啓発部会細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院<u>医療安全管理委員会</u>規程(平成16年旭医大病第102号。以下「委員会規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、事故防止啓発部会(以下「啓発部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 啓発部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 委員会規程第3条第1項<u>第7号</u>に規定する同委員会委員のうちから若干人</p> <p>(2) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(3) リスクマネジャーのうちから 若干人</p> <p>(4) 専任リスクマネジャー</p> <p>(5) 医療支援課長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員は、<u>旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長</u>(以下「<u>管理委員会委員長</u>」という。)が指名する。</p>	<p>○<u>医療事故防止対策委員会</u>事故防止啓発部会細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、旭川医科大学病院<u>医療事故防止対策委員会</u>規程(平成16年旭医大病第102号。以下「委員会規程」という。)第8条第2項の規定に基づき、事故防止啓発部会(以下「啓発部会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略) (組織)</p> <p>第3条 啓発部会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 委員会規程第3条第1項<u>第3号</u>に規定する同委員会委員のうちから若干人</p> <p>(2) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(3) リスクマネジャーのうちから 若干人</p> <p>(4) 専任リスクマネジャー</p> <p>(5) 医療支援課長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員は、<u>医療事故防止対策委員会委員長</u>(以下「<u>対策委員会委員長</u>」という。)が指名する。</p>

第4条 (略)

(責任者)

第5条 啓発部会に責任者を置き、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから管理委員会委員長が指名する者をもって充てる。

(略)

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

医療事故防止対策委員会から医療安全管理委員会へ委員会名称が変更になることに伴い、所要の改正を行うものである。

第4条 (略)

(責任者)

第5条 啓発部会に責任者を置き、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから対策委員会委員長が指名する者をもって充てる。

(略)